

2024年8月

各位

株式会社 山形銀行

投資信託に関する郵便物不着時のお取引制限のお知らせ

日頃は格別のご高配を預かり厚くお礼申し上げます。

このたび弊行では、投資信託のお取引においてお客さまにお送りした取引残高報告書等の郵便物が住所不明等で郵便返戻となった場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および弊行の規定に基づき、新住所への変更手続きが完了するまで投資信託のお取引を下記のとおり制限させていただきます。

弊行にお届けいただいている住所が「旧住所」のままになっているお客さまは、すみやかに住所変更のお手続きをお願いいたします。

お取引制限の実施に際し、「投資信託取引約款・規定集」を【別紙】のとおり改定させていただきます。改定内容の詳細は、【別紙】をご参照ください。

複雑化・高度化するマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策は、日本および国際社会が取り組むべき課題としてその重要性は高まっております。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 制限対象

- (1) 投資信託の購入
- (2) 投資信託の解約
- (3) つみたて投信（定時定額購入）の新規・変更・解除
※ 既にご契約いただいている「つみたて投信（定時定額購入）」の購入分は対象外です

2. 実施日

2024年10月1日（火）

3. ご留意事項

- (1) 取引制限に付随してインターネットバンキング（以下、「インバン」という）を経由した投資信託の各種照会が不能※となります。すみやかな住所変更手続きにご協力よろしく申し上げます。
※ 窓口およびフリーダイヤルからの照会はこれまで通り可能です
- (2) 取引制限解除後にインバンでの投資信託取引を再開希望のお客様におかれましては、大変お手数ですが、インバンもしくは窓口にて投資信託口座の再登録をお願いいたします。
- (3) 郵便物は、郵便の諸事情等から誤って「住所不明扱い」等で返戻される可能性があります。弊行にお届けいただいている住所に変更がないにも関わらず投資信託のお取引が制限されたお客さまは、大変お手数ですが、下記のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

以上

【お問い合わせ先】	事務統括部 0120-425-931
	電話受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

< 投資信託取引約款・規定集 > 新旧対照表

変更後	変更前
<p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第26条</p> <p>1～3 < 省略 ></p> <p><u>4 当行が届出のあった氏名・住所宛てに発送した通知または送付書類が到達せずに当行に返戻された場合は、第1項による届出ならびに第2項による当行所定の手続きが完了するまでの間、取引を制限することがあります。</u></p> <p><u>5 前項によりお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>6 成年後見人等の届出については、次の各号の規定に従うこととします。</p> <p>① 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>③ すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、また任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2号と同様にお届けください。</p> <p>④ 前3号の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>⑤ 前4号の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第26条</p> <p>1～3 < 省略 ></p> <p>4 成年後見人等の届出については、次の各号の規定に従うこととします。</p> <p>① 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>③ すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、また任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2号と同様にお届けください。</p> <p>④ 前3号の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>⑤ 前4号の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>